

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 25 年 4 月 9 日 (火) 第 8 4 8 7 号

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (276) (福祉保健課) 2 生活保護法による医療機関の変更の届出 (277) (〃) 2 生活保護法による診療所の廃止の届出 (278) (〃) 2 生活保護法による介護機関の指定 (279) (〃) 3 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の指定 (280) (医療指導課) 4 地域森林計画の変更 (2件) (281・282) (林政企画課) 5 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正 (283) (水産課) 5 公共測量の終了 (284) (技術企画課) 6 所有者等が判明しない放置自動車 (285) (河川課) 7 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (286) (治山砂防課) 7 土砂災害警戒区域の指定 (2件) (287・288) (〃) 7 土砂災害警戒区域の図面の変更 (3件) (289～291) (〃) 9 土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) (292・293) (〃) 12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援 事業者の指定 (294) (中部総合事務所福祉保健局) 15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (295) (西部総合事務所福祉保健局) 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援 事業者の指定 (296) (〃) 16
◇ 公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 16 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 17
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (文化政策課) 18 制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 19
◇ 正 誤	鳥取県公報中訂正 21

告 示

鳥取県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団いけぐち歯科クリニック	米子市西福原九丁目11-13	平成25年1月1日
北斗薬局住吉店	倉吉市住吉町58-1	平成25年3月1日

2 指定訪問看護事業者

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	訪問看護ステーションガーデンハウスよどえ	米子市淀江町佐陀1423	平成24年6月1日

鳥取県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
一般社団法人鳥取県中部歯科医師会口腔衛生センター	倉吉市東巖城町68	平成24年4月1日

鳥取県告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
いけぐち歯科クリニック	米子市西福原九丁目11-13	平成24年12月31日

2 指定訪問看護事業者

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	廃止年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	訪問看護ステーション米子東	米子市淀江町佐陀2169	平成24年5月31日

鳥取県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名称	所在地	指定年月日
介護老人保健施設新田	米子市中島二丁目1-46	平成25年4月1日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人やず	八頭郡八頭町宮谷123	小規模特別養護老人ホームきたやま	八頭郡八頭町北山159-1	短期入所生活介護	平成24年12月23日
医療法人昌生会	米子市中島二丁目1-46	介護老人保健施設新田	米子市中島二丁目1-46	短期入所療養介護	平成25年4月1日
株式会社ケアサポート	米子市両三柳4568-27	ケアサポート福祉用具貸与事業所	米子市蚊屋289-18	福祉用具貸与	平成25年3月11日
社会福祉法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	ケアハウスぬくもり	八頭郡八頭町郡家612-1	地域密着型特定施設入居者生活介護	平成25年2月12日

3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人やず	八頭郡八頭町宮谷123	小規模特別養護老人ホームきたやま	八頭郡八頭町北山159-1	介護予防短期入所生活介護	平成24年12月23日
医療法人昌生会	米子市中島二丁目1-46	介護老人保健施設新田	米子市中島二丁目1-46	介護予防短期入所療養介護	平成25年4月1日
株式会社ケアサポート	米子市両三柳4568-27	ケアサポート福祉用具貸与事業所	米子市蚊屋289-18	介護予防福祉用具貸与	平成25年3月11日

4 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社ケアサポート	米子市両三柳4568-27	ケアサポート福祉用具販売事業所	米子市蚊屋289-18	平成25年3月11日

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

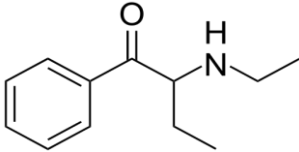
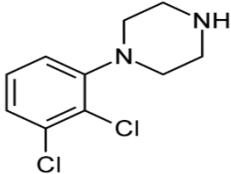
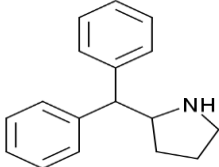
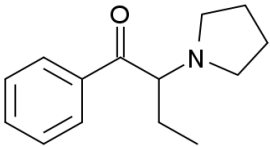
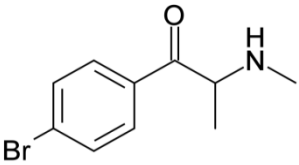
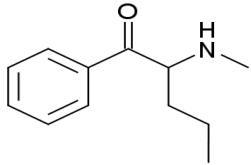
名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社ケアサポート	米子市両三柳 4568-27	ケアサポート福祉用具販売事業所	米子市蚊屋289-18	平成25年3月 11日

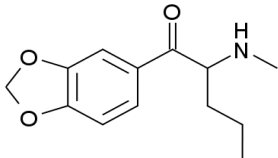
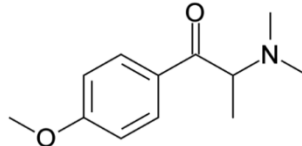
鳥取県告示第280号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条第7号の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	構造式
N-エチルブフェドロン	2-(エチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類	
2, 3-DCPP	1-(2, 3-ジクロロフェニル)ピペラジン及びその塩類	
2-ジフェニルメチルピロリジン	2-ジフェニルメチルピロリジン及びその塩類	
α-PBP	1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類	
4-ブロモメトカチノン	1-(4-ブロモフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類	
ペンテドロン	2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタン-1-オン及びその塩類	

ペンチロン	2-(メチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン及びその塩類	
4-メトキシ-N,N-ジメチルカチノン	1-(4-メトキシフェニル)-2-(ジメチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類	

鳥取県告示第281号

森林法（昭和26年法律249号）第5条第5項の規定に基づき、千代川地域森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第282号

森林法（昭和26年法律249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川地域森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第283号

昭和55年鳥取県告示第60号（鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準について）の一部を次のように改正し、平成25年4月9日から施行する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
第1 経営等改善資金						第1 経営等改善資金					
種類	貸付対象	貸付限度額	貸付の相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期	種類	貸付対象	貸付限度額	貸付の相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期

略			略	略			略
燃料 油消 費節 減機 器等 設置 資金	次に掲 げる機 器等で 知事が 別に定 める基 準に適 合する ものの 設置に 必要な 資金	漁船用環 境高度対応 機関を設置 する場合に あつては1 台につき 24,000,000 円、定速装 置を設置す る場合に あつては1台 につ き		燃料 油消 費節 減機 器等 設置 資金	次に掲 げる機 器等で 知事が 別に定 める基 準に適 合する ものの 設置に 必要な 資金	漁船用環 境高度対応 機関を設置 する場合に あつては1 台につき 24,000,000 円、定速装 置を設置す る場合に あつては1台 につ き	
	1 漁 船用 環境 高度 対応 機関	1,200,000 円、 <u>発光ダ イオード集 魚灯を設置 する場合に あつては1</u>			1 漁 船用 環境 高度 対応 機関	1,200,000 円	
	2 定 速装 置	<u>セットにつ き</u> 13,000,000 円			2 定 速装 置		
	3 <u>発 光ダ イオ ード 集魚 灯</u>						
略				略			
第2・第3 略				第2・第3 略			

鳥取県告示第284号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地形図作成）
- 2 作業地域 境港市西工業団地、外江町及び渡町
- 3 終了年月日 平成25年3月22日

鳥取県告示第285号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第3項の規定に基づき、所有者等が判明しない放置自動車について、次のとおり告示する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

警告書を貼り付けた日	放置されていた場所	保管している場所	車名、塗色 又は自動車 登録番号	車内に放置されている物件	告示後の取扱い	引取りの方法
平成24年 12月27日	鳥取市大覚寺 194-2 一級河川千代川 水系 大路川	鳥取市浜坂1073- 2 鳥取県鳥取県土整 備事務所資材置場	ダイハツリ ーザ 白 鳥取40み41 -97	なし	平成25年7月 10日以後に処 分	鳥取県鳥取県土 整備事務所維持 管理課に申し出 ること。

鳥取県告示第286号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

門尾地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町下門尾字瀧谷下分73-1	1号
八頭郡八頭町下門尾字セト山上分216-1	2号
八頭郡八頭町下門尾字セト山上分215	3号
八頭郡八頭町下門尾字セト山上分212-1	4号
八頭郡八頭町下門尾字セト山上分210	5号
八頭郡八頭町下門尾字下屋敷39	6号
八頭郡八頭町下門尾字下屋敷41地先道路	7号
八頭郡八頭町下門尾字下屋敷42-1	8号
八頭郡八頭町下門尾字下屋敷46-1	9号
八頭郡八頭町下門尾字瀧谷下分73-2	10号

鳥取県告示第287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
長畑川（I-2-1-7-47）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
早牛C地区（I-1563）、河原C地区（I-1564）、山田D地区（II-3608）、亀尻F地区（II-3609）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 3 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
桑原地区（19）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

西三谷東平川(Ⅱ-2-2-5-33)、岡井部川(Ⅲ-2-2-5-2)、堂谷川(Ⅲ-3-3-5-3)、
圓山下平川(Ⅲ-3-3-5-4)、上西奥川(Ⅲ-3-3-5-6)、奥大西谷川(Ⅲ-3-3-5-7)、
南盗人谷川(Ⅲ-3-3-5-9)、北盗人谷川(Ⅲ-3-3-5-10)、助七谷川(Ⅲ-3-3-5-11)、
木戸ヶ谷川(Ⅲ-3-3-5-12)、姥ヶ谷川(Ⅲ-3-3-5-13)、鳥越嶮畑川(Ⅲ-3-3-5-19)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

八束水H地区(Ⅲ-4175)、八束水J地区(Ⅲ-4177)、八幡地区(Ⅲ-4180)、勝見地区(Ⅲ-4182)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

3(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(3) 土砂災害警戒区域の名称

下坂本地区(116)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第289号

平成17年鳥取県告示第945号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

なめら谷川(Ⅰ-2-1-7-2)、福井田川(Ⅰ-2-1-7-5)、ひじや谷川(Ⅰ-2-1-7-6)、
養郷谷川(Ⅰ-2-1-7-7)、露谷川(Ⅰ-2-1-7-8)、中山谷川(Ⅰ-2-1-7-9)、娛都
気川(Ⅰ-2-1-7-10)、娛都谷川(Ⅰ-2-1-7-11)、八葉寺川(Ⅰ-2-1-7-12)、清水平
川(Ⅰ-2-1-7-13)、東村内川(Ⅰ-2-1-7-14)、紙屋谷川(Ⅰ-2-1-7-15)、早稲谷川
(Ⅰ-2-1-7-16)、孫坂川(Ⅰ-2-1-7-17)、澄谷川(Ⅰ-2-1-7-18)、今西川(Ⅰ-2-
1-7-19)、谷奥川(Ⅰ-2-1-7-20)、桧原川(Ⅰ-2-1-7-21)、勝部川(Ⅰ-2-1-7-

ー22)、北空谷川(Ⅰ-2-1-7-23)、見生寺谷川(Ⅰ-2-1-7-24)、鳴滝川(Ⅰ-2-1-7-26)、千竜寺川(Ⅰ-2-1-7-27)、大空谷川(Ⅰ-2-1-7-28)、川積川(Ⅰ-2-1-7-29)、しゃく谷川(Ⅰ-2-1-7-31)、不動谷川(Ⅰ-2-1-7-32)、河原谷川(Ⅰ-2-1-7-33)、小畑谷川(Ⅰ-2-1-7-34)、日置川(Ⅰ-2-1-7-35)、小畑南谷川(Ⅰ-2-1-7-37)、小畑北谷川(Ⅰ-2-1-7-38)、早牛川(Ⅰ-2-1-7-39)、早牛南谷川(Ⅰ-2-1-7-40)、早牛北谷川(Ⅰ-2-1-7-41)、大塚谷川(Ⅰ-2-1-7-42)、西村谷川(Ⅰ-2-1-7-43)、坂ノ谷川(Ⅰ-2-1-7-44)、柳谷川(Ⅰ-2-1-7-45)、大竹山谷川(Ⅰ-2-1-7-46)、引地川(Ⅰ-3-2-7-30)、露谷谷川(Ⅱ-2-1-7-1)、上露谷南谷川(Ⅱ-2-1-7-3)、山田谷川(Ⅱ-2-1-7-4)、神前谷川(Ⅱ-2-1-7-5)、楠根南谷川(Ⅱ-2-1-7-6)、下露谷谷川(Ⅱ-2-1-7-8)、谷奥川(Ⅱ-2-1-7-9)、水当川(Ⅱ-2-1-7-10)、夏泊地区(Ⅰ-298)、青谷地区(Ⅰ-299)、東町第2地区(Ⅰ-300)、東町地区(Ⅰ-301)、赤尾谷地区(Ⅰ-302)、西町地区(Ⅰ-303)、下露谷地区(Ⅰ-304)、下善田A地区(Ⅰ-305)、下善田B地区(Ⅰ-306)、上善田A地区(Ⅰ-307)、奥崎A地区(Ⅰ-308)、養郷地区(Ⅰ-309)、奥崎B地区(Ⅰ-310)、大坪地区(Ⅰ-311)、下蔵内地区(Ⅰ-312)、蔵内B地区(Ⅰ-313)、早牛地区(Ⅰ-314)、山根A地区(Ⅰ-315)、山根B地区(Ⅰ-316)、山根C地区(Ⅰ-317)、河原A地区(Ⅰ-318)、河原B地区(Ⅰ-319)、小畑B地区(Ⅰ-320)、小畑地区(Ⅰ-321)、小畑C地区(Ⅰ-322)、吉川地区(Ⅰ-323)、亀尻地区(Ⅰ-324)、川積A地区(Ⅰ-325)、山田A地区(Ⅰ-326)、山田B地区(Ⅰ-327)、川積B地区(Ⅰ-328)、北河原地区(Ⅰ-329)、神崎地区(Ⅰ-330)、八葉寺A地区(Ⅰ-331)、八葉寺B地区(Ⅰ-332)、田原谷地区(Ⅰ-333)、紙屋A地区(Ⅰ-334)、紙屋B地区(Ⅰ-335)、紙屋C地区(Ⅰ-336)、楠根A地区(Ⅰ-337)、楠根B地区(Ⅰ-338)、澄水地区(Ⅰ-339)、引地地区(Ⅰ-340)、今西地区(Ⅰ-341)、桑原地区(Ⅰ-342)、長和瀬B地区(Ⅰ-343)、長和瀬地区(Ⅰ-344)、丸山地区(Ⅰ-345)、青谷B地区(Ⅰ-1103)、奥崎C地区(Ⅰ-1104)、早牛B地区(Ⅰ-1105)、青谷C地区(Ⅰ-1106)、下露谷B地区(Ⅰ-1107)、鳴滝地区(Ⅰ-1108)、八葉寺C地区(Ⅰ-1109)、澄水B地区(Ⅰ-1110)、善田地区(Ⅰ-1260)、奥崎D地区(Ⅰ-1261)、上露谷地区(Ⅰ-1262)、小畑D地区(Ⅰ-1263)、中町地区(Ⅰ-人工8)、井手地区(Ⅰ-人工9)、長和瀬地区(Ⅰ-人工10)、長和瀬C地区(Ⅱ-2239)、長和瀬D地区(Ⅱ-2240)、井手A地区(Ⅱ-2241)、井手B地区(Ⅱ-2242)、青谷D地区(Ⅱ-2243)、吉川B地区(Ⅱ-2244)、吉川C地区(Ⅱ-2245)、亀尻B地区(Ⅱ-2246)、亀尻C地区(Ⅱ-2247)、北河原B地区(Ⅱ-2248)、亀尻D地区(Ⅱ-2249)、鳴滝B地区(Ⅱ-2250)、鳴滝C地区(Ⅱ-2251)、田原谷B地区(Ⅱ-2252)、田原谷C地区(Ⅱ-2253)、紙屋D地区(Ⅱ-2254)、澄水C地区(Ⅱ-2255)、澄水D地区(Ⅱ-2256)、絹見A地区(Ⅱ-2257)、絹見B地区(Ⅱ-2258)、山田C地区(Ⅱ-2259)、東町B地区(Ⅱ-2260)、亀尻E地区(Ⅱ-2261)、下露谷C地区(Ⅱ-2262)、下露谷D地区(Ⅱ-2263)、下露谷E地区(Ⅱ-2264)、上露谷B地区(Ⅱ-2265)、上露谷C地区(Ⅱ-2266)、上露谷D地区(Ⅱ-2267)、養郷B地区(Ⅱ-2268)、大坪B地区(Ⅱ-2269)、蔵内C地区(Ⅱ-2270)、早牛B地区(Ⅱ-2271)、山根D地区(Ⅱ-2272)、山根E地区(Ⅱ-2273)、小畑G地区(Ⅱ-2274)、小畑E地区(Ⅱ-2275)、小畑F地区(Ⅱ-2276)、赤尾谷B地区(Ⅱ-2277)、長和瀬E地区(Ⅲ-4194)、井手C地区(Ⅲ-4195)、吉川D地区(Ⅲ-4196)、善田B地区(Ⅲ-4197)

2 変更した年月日 平成25年4月9日

鳥取県告示第290号

平成20年鳥取県告示第229号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

石谷川（Ⅰ-2-2-5-15）、殿谷川（Ⅰ-2-2-5-16）、宮谷川（Ⅰ-2-2-5-18）、寺山川（Ⅰ-2-2-5-37）、谷奥川（Ⅰ-2-2-5-38）、角力場東平川（Ⅰ-2-2-5-39）、柿京寺川（Ⅰ-2-2-5-40）、井出之上川（Ⅰ-2-2-5-41）、宮ノ谷川（Ⅰ-2-2-5-42）、家ノ後川（Ⅰ-2-2-5-43）、中だい川（Ⅰ-2-2-5-44）、宮ノ上谷川（Ⅰ-2-2-5-48）、要害谷川（Ⅰ-2-2-5-8）、東谷川（Ⅰ-2-3-5-5）、千葉谷川（Ⅰ-2-3-5-6）、夏ヶ谷川（Ⅰ-2-3-5-10）、灰谷川（Ⅰ-2-3-5-12）、社谷川（Ⅰ-2-3-5-14）、荒堀川（Ⅰ-2-3-5-23）、母木坂川（Ⅰ-2-3-5-24）、深田川（Ⅰ-2-3-5-25）、千葉谷川（Ⅰ-2-3-5-26）、堤谷川（Ⅰ-2-3-5-27）、中土居川（Ⅰ-2-3-5-28）、正寿寺谷川（Ⅰ-2-3-5-29）、漆谷川（Ⅰ-2-3-5-30）、岡井越北谷川（Ⅰ-2-3-5-31）、岩谷川（Ⅰ-2-3-5-32）、四枚畑川（Ⅰ-2-3-5-33）、灰谷川（Ⅰ-2-3-5-47）、奥の谷川（Ⅰ-3-3-5-1）、滝の谷川（Ⅰ-3-3-5-2）、酒津東谷川（Ⅰ-3-3-5-3）、坂口坂の谷（Ⅰ-3-3-5-9）、長丁川（Ⅰ-3-3-5-21）、樽谷西平川（Ⅰ-3-3-5-22）、勝田谷口川（Ⅰ-3-3-5-35）、砂坂川（Ⅰ-3-3-5-36）、観音谷川（Ⅰ-3-3-5-45）、中船戸屋敷川（Ⅰ-3-3-5-46）、小僧谷川（Ⅱ-2-2-5-31）、要害谷川（Ⅱ-2-2-5-32）、松ヶ谷川（Ⅱ-2-2-5-34）、北平谷川（Ⅱ-2-2-5-35）、大境川（Ⅱ-2-2-5-36）、坂ノ下モ川（Ⅱ-2-2-5-37）、上谷川（Ⅱ-2-2-5-38）、善妙寺川（Ⅱ-2-2-5-40）、谷田川（Ⅱ-2-3-5-13）、家ノ奥川（Ⅱ-2-3-5-14）、菖蒲谷口川（Ⅱ-2-3-5-15）、猪谷川（Ⅱ-2-3-5-16）、竹谷川（Ⅱ-2-3-5-17）、神子谷川①（Ⅱ-2-3-5-19）、神子谷川②（Ⅱ-2-3-5-20）、大谷川（Ⅱ-2-3-5-21）、苗代谷川（Ⅱ-2-3-5-22）、稻荷前川（Ⅱ-2-3-5-23）、樽丸上ノ谷川（Ⅱ-2-3-5-24）、岡井越谷川（Ⅱ-2-3-5-25）、上ノ谷川①（Ⅱ-2-3-5-26）、上ノ谷川②（Ⅱ-2-3-5-27）、日光東上谷川（Ⅱ-3-3-5-2）、日光東下谷川（Ⅱ-3-3-5-3）、日光西下谷川（Ⅱ-3-3-5-4）、日光西上谷川（Ⅱ-3-3-5-5）、越路谷川（Ⅱ-3-3-5-28）、日光西上谷川（Ⅱ-3-3-5-29）、西濱渕ノ上川（Ⅱ-3-3-5-30）、鶴木谷川（Ⅱ-3-3-5-41）、酒ノ津C地区（Ⅰ-1087）、宝木B地区（Ⅰ-1088）、宝木C地区（Ⅰ-1089）、下坂本E地区（Ⅰ-1090）、二本木地区（Ⅰ-1091）、西分地区（Ⅰ-1092）、勝見C地区（Ⅰ-1093）、下原地区（Ⅰ-1094）、睦逢地区（Ⅰ-1095）、上原地区（Ⅰ-1096）、浜村D地区（Ⅰ-1246）、会下C地区（Ⅰ-1247）、睦逢B地区（Ⅰ-1248）、浜村E地区（Ⅰ-1249）、下坂本F地区（Ⅰ-1250）、下光元C地区（Ⅰ-1251）、酒ノ津地区（Ⅰ-237）、宝木地区（Ⅰ-239）、常松A地区（Ⅰ-240）、常松B地区（Ⅰ-241）、下光元B地区（Ⅰ-242）、下光元地区（Ⅰ-243）、夏ヶ谷地区（Ⅰ-244）、下坂本A地区（Ⅰ-245）、下坂本B地区（Ⅰ-246）、下坂本C地区（Ⅰ-247）、下坂本D地区（Ⅰ-248）、土居地区（Ⅰ-249）、上宿地区（Ⅰ-250）、浜村A地区（Ⅰ-251）、浜村B地区（Ⅰ-252）、浜村C地区（Ⅰ-253）、小谷地区（Ⅰ-254）、勝見B地区（Ⅰ-256）、新泉地区（Ⅰ-257）、会下A地区（Ⅰ-258）、会下B地区（Ⅰ-259）、郡家地区（Ⅰ-260）、飯里A地区（Ⅰ-261）、下石地区（Ⅰ-262）、飯里B地区（Ⅰ-263）、飯里C地区（Ⅰ-264）、殿地区（Ⅰ-265）、姉泊地区（Ⅰ-266）、船磯地区（Ⅰ-267）、学校地区（Ⅰ-人工5）、八束水地区（Ⅱ-2158）、八束水B地区（Ⅱ-2159）、八束水C地区（Ⅱ-2160）、八束水D地区（Ⅱ-2161）、八束水E地区（Ⅱ-2162）、八束水F地区（Ⅱ-2163）、会下D地区（Ⅱ-2164）、高江地区（Ⅱ-2165）、高江B地区（Ⅱ-2166）、郡家B地区（Ⅱ-2167）、郡家C地区（Ⅱ-2168）、睦逢C地区（Ⅱ-2169）、睦逢D地区（Ⅱ-2170）、飯里D地区（Ⅱ-2171）、勝見D地区（Ⅱ-2172）、勝見E地区（Ⅱ-2173）、勝見F地区（Ⅱ-2174）、勝見G地区（Ⅱ-2175）、浜村F地区（Ⅱ-2176）、日光地区（Ⅱ-2177）、日光B地区（Ⅱ-2178）、日光C地区（Ⅱ-2179）、日光D地区（Ⅱ-2180）、日光E地区（Ⅱ-2181）、日光F地区（Ⅱ-2182）、日光G地区（Ⅱ-2183）、日光H地区（Ⅱ-2184）、日光I地区（Ⅱ-2185）、下坂本G地区（Ⅱ-2186）、二本木B地区（Ⅱ

ー2187)、二本木C地区(Ⅱ-2188)、重高地区(Ⅱ-2189)、重高B地区(Ⅱ-2190)、重高C地区(Ⅱ-2191)、土居B地区(Ⅱ-2192)、宿地区(Ⅱ-2193)、宝木D地区(Ⅱ-2194)、宝木E地区(Ⅱ-2195)、富吉地区(Ⅱ-2196)、常松C地区(Ⅱ-2197)、常松D地区(Ⅱ-2198)、常松E地区(Ⅱ-2199)、下光元D地区(Ⅱ-2200)、下光元E地区(Ⅱ-2201)、下光元F地区(Ⅱ-2202)、上光地区(Ⅱ-2203)、上光B地区(Ⅱ-2204)

2 変更した年月日 平成25年4月9日

鳥取県告示第291号

平成21年鳥取県告示第100号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

下坂本谷川(Ⅰ-2-3-5-7)、北谷川(Ⅰ-3-3-5-4)、南田川(Ⅰ-3-3-5-20)、奥沢見上谷川(Ⅱ-3-3-5-1)、北谷川①(Ⅱ-3-3-5-8)、北谷川②(Ⅱ-3-3-5-9)、北谷川③(Ⅱ-3-3-5-10)、北谷川⑤(Ⅱ-3-3-5-12)、酒ノ津D地区(Ⅰ-1252)、水尻地区(Ⅰ-235)、奥沢見地区(Ⅰ-236)、勝見地区(Ⅰ-255)、奥沢見B地区(Ⅱ-2205)、奥沢見C地区(Ⅱ-2206)、奥沢見D地区(Ⅱ-2207)、奥沢見E地区(Ⅱ-2208)

2 変更した年月日 平成25年4月9日

鳥取県告示第292号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

なめら谷川(Ⅰ-2-1-7-2)、福井田川(Ⅰ-2-1-7-5)、ひじや谷川(Ⅰ-2-1-7-6)、養郷谷川(Ⅰ-2-1-7-7)、中山谷川(Ⅰ-2-1-7-9)、娛都気川(Ⅰ-2-1-7-10)、娛都谷川(Ⅰ-2-1-7-11)、八葉寺川(Ⅰ-2-1-7-12)、清水平川(Ⅰ-2-1-7-13)、東村内川(Ⅰ-2-1-7-14)、紙屋谷川(Ⅰ-2-1-7-15)、早稲谷川(Ⅰ-2-1-7-16)、澄谷川(Ⅰ-2-1-7-18)、今西川(Ⅰ-2-1-7-19)、谷奥川(Ⅰ-2-1-7-20)、桧原川(Ⅰ-2-1-7-21)、勝部川(Ⅰ-2-1-7-22)、北空谷川(Ⅰ-2-1-7-23)、見生寺谷川(Ⅰ-2-1-7-24)、鳴滝川(Ⅰ-2-1-7-26)、千竜寺川(Ⅰ-2-1-7-27)、大空

谷川（Ⅰ-2-1-7-28）、川積川（Ⅰ-2-1-7-29）、しゃく谷川（Ⅰ-2-1-7-31）、不動谷川（Ⅰ-2-1-7-32）、河原谷川（Ⅰ-2-1-7-33）、日置川（Ⅰ-2-1-7-35）、小畑南谷川（Ⅰ-2-1-7-37）、小畑北谷川（Ⅰ-2-1-7-38）、早牛川（Ⅰ-2-1-7-39）、早牛南谷川（Ⅰ-2-1-7-40）、大塚谷川（Ⅰ-2-1-7-42）、西村谷川（Ⅰ-2-1-7-43）、坂ノ谷川（Ⅰ-2-1-7-44）、柳谷川（Ⅰ-2-1-7-45）、大竹山谷川（Ⅰ-2-1-7-46）、長畑川（Ⅰ-2-1-7-47）、引地川（Ⅰ-3-2-7-30）、露谷谷川（Ⅱ-2-1-7-1）、上露谷南谷川（Ⅱ-2-1-7-3）、山田谷川（Ⅱ-2-1-7-4）、神前谷川（Ⅱ-2-1-7-5）、楠根南谷川（Ⅱ-2-1-7-6）、水当川（Ⅱ-2-1-7-10）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

夏泊地区（Ⅰ-298）、青谷地区（Ⅰ-299）、東町第2地区（Ⅰ-300）、東町地区（Ⅰ-301）、赤尾谷地区（Ⅰ-302）、西町地区（Ⅰ-303）、下露谷地区（Ⅰ-304）、下善田A地区（Ⅰ-305）、下善田B地区（Ⅰ-306）、上善田A地区（Ⅰ-307）、奥崎A地区（Ⅰ-308）、養郷地区（Ⅰ-309）、奥崎B地区（Ⅰ-310）、大坪地区（Ⅰ-311）、下蔵内地区（Ⅰ-312）、蔵内B地区（Ⅰ-313）、早牛地区（Ⅰ-314）、山根A地区（Ⅰ-315）、山根B地区（Ⅰ-316）、山根C地区（Ⅰ-317）、河原A地区（Ⅰ-318）、河原B地区（Ⅰ-319）、小畑B地区（Ⅰ-320）、小畑地区（Ⅰ-321）、小畑C地区（Ⅰ-322）、吉川地区（Ⅰ-323）、亀尻地区（Ⅰ-324）、川積A地区（Ⅰ-325）、山田A地区（Ⅰ-326）、山田B地区（Ⅰ-327）、川積B地区（Ⅰ-328）、北河原地区（Ⅰ-329）、神崎地区（Ⅰ-330）、八葉寺A地区（Ⅰ-331）、八葉寺B地区（Ⅰ-332）、田原谷地区（Ⅰ-333）、紙屋A地区（Ⅰ-334）、紙屋B地区（Ⅰ-335）、紙屋C地区（Ⅰ-336）、楠根A地区（Ⅰ-337）、楠根B地区（Ⅰ-338）、澄水地区（Ⅰ-339）、引地地区（Ⅰ-340）、今西地区（Ⅰ-341）、桑原地区（Ⅰ-342）、長和瀬B地区（Ⅰ-343）、長和瀬地区（Ⅰ-344）、丸山地区（Ⅰ-345）、青谷B地区（Ⅰ-1103）、奥崎C地区（Ⅰ-1104）、早牛B地区（Ⅰ-1105）、青谷C地区（Ⅰ-1106）、下露谷B地区（Ⅰ-1107）、鳴滝地区（Ⅰ-1108）、八葉寺C地区（Ⅰ-1109）、澄水B地区（Ⅰ-1110）、善田地区（Ⅰ-1260）、奥崎D地区（Ⅰ-1261）、上露谷地区（Ⅰ-1262）、小畑D地区（Ⅰ-1263）、早牛C地区（Ⅰ-1563）、河原C地区（Ⅰ-1564）、中町地区（Ⅰ-人工8）、井手地区（Ⅰ-人工9）、長和瀬地区（Ⅰ-人工10）、長和瀬C地区（Ⅱ-2239）、長和瀬D地区（Ⅱ-2240）、井手A地区（Ⅱ-2241）、井手B地区（Ⅱ-2242）、青谷D地区（Ⅱ-2243）、吉川B地区（Ⅱ-2244）、吉川C地区（Ⅱ-2245）、亀尻B地区（Ⅱ-2246）、亀尻C地区（Ⅱ-2247）、北河原B地区（Ⅱ-2248）、亀尻D地区（Ⅱ-2249）、鳴滝B地区（Ⅱ-2250）、鳴滝C地区（Ⅱ-2251）、田原谷B地区（Ⅱ-2252）、田原谷C地区（Ⅱ-2253）、紙屋D地区（Ⅱ-2254）、澄水C地区（Ⅱ-2255）、澄水D地区（Ⅱ-2256）、絹見A地区（Ⅱ-2257）、絹見B地区（Ⅱ-2258）、山田C地区（Ⅱ-2259）、東町B地区（Ⅱ-2260）、亀尻E地区（Ⅱ-2261）、下露谷C地区（Ⅱ-2262）、下露谷D地区（Ⅱ-2263）、下露谷E地区（Ⅱ-2264）、上露谷B地区（Ⅱ-2265）、上露谷C地区（Ⅱ-2266）、上露谷D地区（Ⅱ-2267）、養郷B地区（Ⅱ-2268）、大坪B地区（Ⅱ-2269）、蔵内C地区（Ⅱ-2270）、早牛B地区（Ⅱ-2271）、山根D地区（Ⅱ-2272）、山根E地区（Ⅱ-2273）、小畑G地区（Ⅱ-2274）、小畑E地区（Ⅱ-2275）、小畑F地区（Ⅱ-2276）、赤尾谷B地区（Ⅱ-2277）、山田D地区（Ⅱ-3608）、亀尻F地区（Ⅱ-3609）、長和瀬E地区（Ⅲ-4194）、井手C地区（Ⅲ-4195）、吉川D地区（Ⅲ-4196）、善田B地区（Ⅲ-4197）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第293号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成25年 4 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

石谷川（Ⅰ-2-2-5-15）、宮谷川（Ⅰ-2-2-5-18）、柿京寺川（Ⅰ-2-2-5-40）、井出之上川（Ⅰ-2-2-5-41）、家ノ後川（Ⅰ-2-2-5-43）、中だい川（Ⅰ-2-2-5-44）、宮ノ上谷川（Ⅰ-2-2-5-48）、千葉谷川（Ⅰ-2-3-5-6）、母木坂川（Ⅰ-2-3-5-24）、深田川（Ⅰ-2-3-5-25）、千葉谷川（Ⅰ-2-3-5-26）、中土居川（Ⅰ-2-3-5-28）、漆谷川（Ⅰ-2-3-5-30）、岡井越北谷川（Ⅰ-2-3-5-31）、岩谷川（Ⅰ-2-3-5-32）、四枚畑川（Ⅰ-2-3-5-33）、灰谷川（Ⅰ-2-3-5-47）、北谷川（Ⅰ-3-3-5-4）、坂口坂の谷（Ⅰ-3-3-5-9）、長丁川（Ⅰ-3-3-5-21）、勝田谷口川（Ⅰ-3-3-5-35）、砂坂川（Ⅰ-3-3-5-36）、中船戸屋敷川（Ⅰ-3-3-5-46）、西三谷東平川（Ⅱ-2-2-5-33）、北平谷川（Ⅱ-2-2-5-35）、大境川（Ⅱ-2-2-5-36）、善妙寺川（Ⅱ-2-2-5-40）、猪谷川（Ⅱ-2-3-5-16）、神子谷川②（Ⅱ-2-3-5-20）、苗代谷川（Ⅱ-2-3-5-22）、岡井越谷川（Ⅱ-2-3-5-25）、上ノ谷川①（Ⅱ-2-3-5-26）、上ノ谷川②（Ⅱ-2-3-5-27）、奥沢見上谷川（Ⅱ-3-3-5-1）、日光東上谷川（Ⅱ-3-3-5-2）、日光東下谷川（Ⅱ-3-3-5-3）、日光西下谷川（Ⅱ-3-3-5-4）、日光西上谷川（Ⅱ-3-3-5-5）、北谷川①（Ⅱ-3-3-5-8）、北谷川③（Ⅱ-3-3-5-10）、北谷川⑤（Ⅱ-3-3-5-12）、日光西上谷川（Ⅱ-3-3-5-29）、西濱渕ノ上川（Ⅱ-3-3-5-30）、岡井部川（Ⅲ-2-2-5-2）、堂谷川（Ⅲ-3-3-5-3）、圓山下平川（Ⅲ-3-3-5-4）、上西奥川（Ⅲ-3-3-5-6）、奥大西谷川（Ⅲ-3-3-5-7）、南盗人谷川（Ⅲ-3-3-5-9）、助七谷川（Ⅲ-3-3-5-11）、木戸ヶ口谷川（Ⅲ-3-3-5-12）、鳥越嶮畑川（Ⅲ-3-3-5-19）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

酒ノ津C地区（I-1087）、宝木B地区（I-1088）、宝木C地区（I-1089）、下坂本E地区（I-1090）、二本木地区（I-1091）、西分地区（I-1092）、勝見C地区（I-1093）、下原地区（I-1094）、睦逢地区（I-1095）、上原地区（I-1096）、浜村D地区（I-1246）、会下C地区（I-1247）、睦逢B地区（I-1248）、浜村E地区（I-1249）、下坂本F地区（I-1250）、下光元C地区（I-1251）、酒ノ津D地区（I-1252）、水尻地区（I-235）、奥沢見地区（I-236）、酒ノ津地区（I-237）、宝木地区（I-239）、常松A地区（I-240）、常松B地区（I-241）、下光元B地区（I-242）、下光元地区（I-243）、夏ヶ谷地区（I-244）、下坂本A地区（I-245）、下坂本B地区（I-246）、下坂本C地区（I-247）、下坂本D地区（I-248）、土居地区（I-249）、上宿地区（I-250）、浜村A地区（I-251）、浜村B地区（I-252）、浜村C地区（I-253）、小谷地区（I-254）、勝見地区（I-255）、勝見B地区（I-256）、新泉地区（I-257）、会下A地区（I-258）、会下B地区（I-259）、郡家地区（I-260）、飯里A地区（I-261）、下石地区（I-262）、飯里B地区（I-263）、飯里C地区（I-264）、殿地区（I-265）、姉泊地区（I-266）、船磯地区（I-267）、学校地区（I-人工5）、八束水地区（II-2158）、八束水C地区（II-2160）、八束水F地区（II-2163）、会下D地区（II-2164）、高江地区（II-2165）、高江B地区（II-2166）、郡家B地区（II-2167）、郡家C地区（II-2168）、睦逢C地区（II-2169）、睦逢D地区（II-2170）、飯里D地区（II-2171）、勝見D地区（II-2172）、勝見E地区（II-2173）、勝見F地区（II-2174）、勝見G地区（II-2175）、浜村F地区（II-2176）、日光地区（II-2177）、日光B地区（II-2178）、日光C地区（II-2179）、日光D地区（II-2180）、日光E地区（II-2181）、日光F地区（II-2182）、日光G地区（II-2183）、日光H地区（II-2184）、日光I地区（II-2185）、下坂本G地区（II-2186）、二本木B地区（II-2187）、二本木C地区（II-2188）、重高地区（II-2189）、重高B地区（II-2190）、重高C地区（II-2191）、土居B地区（II-2192）、宿地区（II-2193）、宝木D地区（II-2194）、宝木E地区（II-2195）、富吉地区（II-2196）、常松C地区（II-2197）、常松D地区（II-2198）、常松E地区（II-2199）、下光元D地区（II-2200）、下光元E地区（II-2201）、下光元F地区（II-2202）、上光地区（II-2203）、上光B地区（II-2204）、奥沢見B地区（II-2205）、奥沢見C地区（II-2206）、奥沢見D地区（II-2207）、奥沢見E地区（II-2208）、八束水H地区（III-4175）、八束水J地区（III-4177）、八幡地区（III-4180）、勝見地区（III-4182）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月9日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地	地域相談支援の種類	指定年月日
医療法人十字会	倉吉市瀬崎町2714-1	倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい	倉吉市瀬崎町2714-1	地域移行支援、地域定着支援	平成25年4月1日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	中部障がい者地域生活支援センター	倉吉市山根43	〃	〃

鳥取県告示第295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月9日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人ひまわり倶楽部	米子市上福原五丁目12-63	グループホームひまわり倶楽部	米子市東福原八丁目15-30	共同生活援助	平成25年4月1日

鳥取県告示第296号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月9日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地	地域相談支援の種類	指定年月日
有限会社新生ケア・サービス	米子市吉岡65-4	有限会社新生ケア・サービス	米子市熊党201-2	地域移行支援、地域定着支援	平成25年4月1日

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成25年 4 月 9 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
井 上 芳 久	鳥取市末広温泉町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
濱 崎 道 弘	鳥取市末広温泉町	
木 原 一 志	鳥取市吉成	
岡 本 大 明	鳥取市末広温泉町	
米 原 隆 生	鳥取市吉方	
石 井 明	鳥取市瓦町	
太 田 宏 司	鳥取市寺町	
岡 田 信 俊	鳥取市二階町	
中 西 正 美	倉吉市仲ノ町	倉吉市街地区 (倉吉市のうち明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町の区域)
黒 田 多美子	倉吉市東町	
吉 田 武 章	倉吉市葵町	
砂 原 丸 美	倉吉市上井町	上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
山 脇 壽 治	米子市茶町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
深 田 栄	米子市末広町	
金 田 祐 二	米子市末広町	
杉 谷 圭 介	米子市朝日町	朝日町地区 (米子市のうち朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)
辻 聡	米子市角盤町	
藤 枝 勉	米子市目久美町	
長谷川 完	米子市角盤町	
末 次 和 夫	米子市皆生新田	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
高 橋 義 之	米子市皆生温泉	
徳 永 文 隆	米子市上福原	

2 少年指導委員の任期

平成25年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年 4 月 9 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している

もの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年 5 月 13 日 午前 8 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	西伯郡南部町鴨部 933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6 人
平成25年 5 月 19 日 午前 9 時から午前 11 時 20 分まで	倉吉市葵町 690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年 5 月 21 日 午前 10 時から午後 3 時まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル 銃等に適合する 実包	6 人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 4 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 米子コンベンションセンター非常用発電機駆動用ガスタービン機関点検整備業務委託 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年 3 月 8 日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社山陰ディーゼル商事
島根県松江市学園一丁目16-46
- 5 契 約 金 額 52,290,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県文化観光局文化政策課
鳥取県鳥取市東町一丁目220

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 4 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量
事務用物品借上げ、設置等業務委託 一式
 - (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
 - (3) 委託期間
契約の日から平成25年 5 月31日まで
 - (4) 入札書の記載方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成25年 4 月 9 日（火）から同年 5 月 2 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月17日付出第157号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年4月22日(月)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年4月9日(火)から同月25日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年5月2日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月1日(水)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年4月25日(木)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。
(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

正 誤

鳥取県公報中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

年 月 日	号 数	頁 段	行	誤	正
昭和30年6月28日	第320号	7	終わりから8	同郡同町大岩	同郡同町大字大谷
昭和51年12月28日	第1043号	3 下	7	気高郡青谷町大字八軒屋	気高郡青谷町大字青谷
昭和55年12月16日	第1162号	8 上	8	東伯郡東伯町大字下見	東伯郡東伯町大字三本杉
昭和59年8月31日	第645号	2 上	3	岩美郡岩美町大字大岩	岩美郡岩美町大字大谷
〃	〃	3 〃	終わりから14	岩美郡岩美町大字高山	岩美郡岩美町大字恩志
〃	〃	4 〃	下から1	鳥取市江津	鳥取市秋里
〃	〃	6 〃	3	米子市加茂町	米子市夜見町
〃	〃	17 〃	下から10	気高郡青谷町大字八軒屋	気高郡青谷町大字青谷
〃	〃	18 下	下から8	東伯郡東伯町大字下見	東伯郡東伯町大字三本杉
平成7年3月28日	第275号	1 〃	下から11	鳥取市湖山町	鳥取市湖山町西
平成14年11月29日	第602号	3	下から5	八頭郡河原町大字福和田	八頭郡河原町大字高福
平成16年8月31日	第622号	3	下から13	東伯郡琴浦町大字下見	東伯郡琴浦町大字三本杉
〃	〃	〃	〃	東伯郡東伯町大字下見	東伯郡東伯町大字三本杉
平成16年10月29日	第836号	7	15	鳥取市青谷町八軒屋	鳥取市青谷町青谷
〃	〃	〃	〃	気高郡青谷町大字八軒屋	気高郡青谷町大字青谷
平成16年10月29日	第842号	10	下から3及び4	鳥取市河原町福和田	鳥取市河原町高福

”	”	”	下から 3 から 5 まで	<u>八頭郡河原町大字福和田</u>	<u>八頭郡河原町大字高福</u>
平成17年 3 月18日	第176号	5	下から 9	東伯郡琴浦町大字下見	東伯郡琴浦町大字三本杉
”	第178号	6	下から 5	<u>倉吉市関金町服部</u>	<u>倉吉市関金町</u>
平成17年 3 月30日	第268号	15	下から 3 及び 4	鳥取市河原町福和田	鳥取市河原町高福
平成17年 9 月30日	第740号	9	1 及び 2	倉吉市関金町服部	倉吉市関金町